

【概要】

県では、平成27年度から「地域医療介護総合確保基金」を財源とした介護施設整備事業を実施しています。

県における来年度予算の要求等に向けて、令和8年度の所要額を把握する必要があるため、以下のとおり調査を行います。

【留意事項】

- ① 令和8年度に本補助金を活用して実施する予定の事業を回答してください。
- ② この補助金は、補助所要額を上限として、事業に要した対象経費を補助するものです（原則として精算扱）。
- ③ 施設種別によって、補助対象の可否、補助単価等が異なりますので、御留意ください。
- ④ 本調査への回答をもって、予算化が確約されるものではありません。
- ⑤ 補助メニューは令和7年度時点のものであり、今後追加、削除又は変更される可能性があります。

【調査対象施設】

県内に所在する介護施設（県所管、市町村所管問わず）

【回答期限】

令和7年10月3日（金）

※要望がない場合は、回答不要です。

期限までに回答がない場合、「要望なし」とみなします。

【回答方法】

県電子申請システムにより回答してください。

URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure/5890200363509171356>

【問合せ先】

担当：宮崎県福祉保健部長寿介護課施設介護担当

電話：0985-26-7058

メール：shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備**災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業****【概要】**

災害レッドゾーン（※）に所在する老朽化した広域型施設の移転改築に要する費用の一部を補助する。

※ 災害レッドゾーン

都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。具体的には、災害危険区域、地すべり防止区域、土砂灾害特別警戒区域、浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域となる。

【対象施設】

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

災害イエローブーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備

1 災害イエローブーン

(1) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域

(2) 浸水想定区域等

- a 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域
- b 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域
- c 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)による改正前の特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

2 対象施設

(1) 広域型(定員30人以上)の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室

(2) 広域型(定員30人以上)の介護老人保健施設

(3) 広域型(定員30人以上)の介護医療院

(4) 広域型(定員30人以上)の養護老人ホーム

(5) 広域型(定員30人以上)のケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの)から施設類型をケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)に変更する場合も対象とする。)

3 対象事業

(1) 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深(以下、「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。)が1メートル以上に指定されている場合

(2) 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合。

4 整備内容

原則、災害イエローブーンから災害イエローブーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次全で該当する場合には、災害イエローブーンにおける現地改築(対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。)事業についても対象とすることができる。

(1) 災害イエローブーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。

(2) 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

(3) 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローブーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

(4) 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローブーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。

(5) 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

広域型施設におけるダウンサイ징

案 広域型施設におけるダウンサイ징実施事業（R 7～）

地域の実状を踏まえた定員の減員を行うため、過疎地域等に所在する広域型の介護施設等を、広域型介護施設(床数減少)や地域密着型サービス等施設へと転換(サービス転換を含む)する事業を対象とする。

(対象施設等)

定員30名以上の広域型介護施設等（※）

※ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、一部地域における整備に限る。）



(補助要件)

- 対象施設等が過疎地域等※に所在すること。
- 整備内容（ダウンサイ징）は、現在定員を基準として 10 パーセント以上の減員（転換を含む）に必要な整備とする。
- 事業者は、減員及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、施設等が所在する市町村町の同意を得ること。
- 転換後の施設等がレッドゾーン・イエローゾーンに所在しないこと（イエローゾーンについては例外あり。）。
- 当事業の実施を行った介護施設等は、事業実施後に処遇改善加算Ⅰ若しくはⅡ又はそれらに相当する加算を取得すること。

※離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）の適用を受ける地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用をうける場合を含む）。

12

介護施設等の集約・再編

案 介護施設等の集約・再編実施事業（R 7～）

地域の介護ニーズに応じたサービスを提供するため、大都市及び過疎地域等に所在する次の2つ以上の広域型施設が合築又は併設を行う場合に必要な整備を実施する事業及び、広域型・地域密着型サービス等の施設等が、2施設以上を統廃合するために必要な整備する事業を対象とする。

(対象施設等)

特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設
※いずれも定員規模は問わない。



(補助要件)

- 対象施設等が大都市※₁又は過疎地域等※₂に所在すること。
- 事業者は、減員及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、施設等が所在する市町村町の同意を得ること。
- 当事業の実施後の施設等がレッドゾーン・イエローゾーンに所在しないこと（イエローゾーンについては例外あり。）。
- 過疎地域等においてが当事業を実施するにあたっては、当事業実施後の施設等が、都市再生特別措置法第81条による立地適正化計画に記載される居住誘導区域等に立地すること。
- 当事業の実施を行った介護施設等は、事業実施後に処遇改善加算Ⅰ若しくはⅡ又はそれらに相当する加算を取得すること。

※1 指定都市、特別区、その他都道府県知事が必要と認めた地域（人口20万人以上を目安とする）

※2 離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）の適用を受ける地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用をうける場合を含む）

介護職員の宿舎施設整備

▶介護職員の宿舎施設整備（R2～）

介護人材（外国人を含む）を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員（職種は問わず、幅広く対象）用の宿舎を整備することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。**

(補助対象施設等)

- 特別養護老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
 - 認知症高齢者グループホーム
 - 小規模多機能型居宅介護事業所
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ※ いずれも定員規模は問わない。

(補助率)

1宿舎あたり

1／3



(補助基準額)

- 宿舎の定員規模や設備、居室類型は問わない。
- ただし、補助対象となるのは、補助対象施設等（建築中を含む）の職員数分の定員規模までであって、1定員あたりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む）33m²以下とする。
- 土地の買収や整地費用、設備整備に係る経費は対象外。

(整備方法)

- 新築のほか、既存建物を買収した整備（新築より効率的な場合に限る）、既存建物を改修した整備も対象。
- 土地所有者が補助対象施設等の運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象。（オーナー型）

(補助要件等)

- 宿舎の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- 宿舎の設置場所は、施設等の敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- 宿舎の入居者は、補助対象施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、宿舎の定員規模の2割以内において、職員の家族等や介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サ高住を含む）の職員の利用も可能。